

小金井都市計画第一種市街地再開発事業の決定（小金井市決定）

都市計画武蔵小金井駅北口駅前東地区第一種市街地再開発事業を次のように決定する。

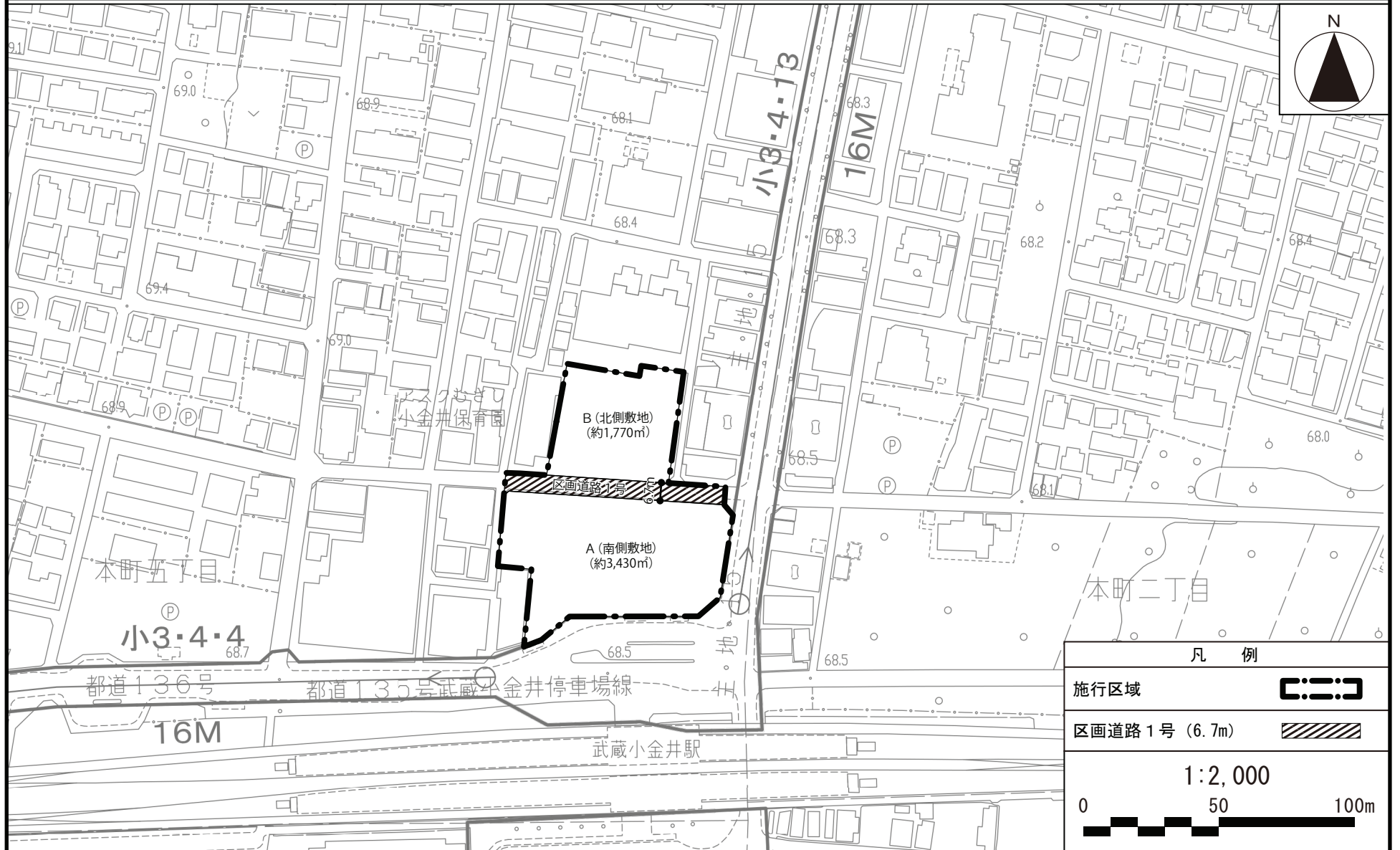
名 称		武蔵小金井駅北口駅前東地区第一種市街地再開発事業				
施行区域面積		約 0.6 h a				
公共施設の 配置 及び規模	道 路	種 別	名 称	規 模		備 考
		区画道路	区画道路 1 号	幅員 6.7m、延長約 80m		拡 幅
建築物の 整備	街区番号	建築面積	延べ面積[容積対象面積]	主要用途	高さの限度	備 考
	A（南側）	約 1,800 m ²	約 48,200 m ² [約 30,100 m ²]	住宅、店舗、駐車場等	130m	建築物の高さの限度は建築 基準法による算定とする。
	B（北側）	約 860 m ²	約 3,400 m ² [約 2,600 m ²]	店舗、自転車駐車場等	21m	
建築敷地の 整備	街区番号	建築敷地面積	整備計画			
	A（南側）	約 3,430 m ²	敷地内に広場（約 860 m ² ）、歩道状空地等を確保し、市街地環境の向上を図る。 敷地境界線及び道路境界線から高度利用地区の制限に従い壁面を後退し、歩行者空間を確保する。			
	B（北側）	約 1,770 m ²				
住宅建設の目標		戸数	面積	容積対象床面積	備考	
		415 戸	約 42,000 m ²	約 28,500 m ²	—	
参考		地区計画区域（武蔵小金井駅北口地区）内にあり。高度利用地区（武蔵小金井駅北口駅前東地区）内にあり。				

「施行区域、公共施設の配置及び街区の配置、建築物の高さの限度及び壁面の位置の制限は、計画図表示のとおり」

理 由：土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を図り、小金井市の中心拠点にふさわしい、住宅と商業施設が調和した良好な市街地を形成するため、第一種市街地再開発事業を決定する。

小金井都市計画第一種市街地再開発事業
 武蔵小金井駅北口駅前東地区第一種市街地再開発事業

計画図 2 (公共施設の配置及び街区の配置図) [小金井市決定]

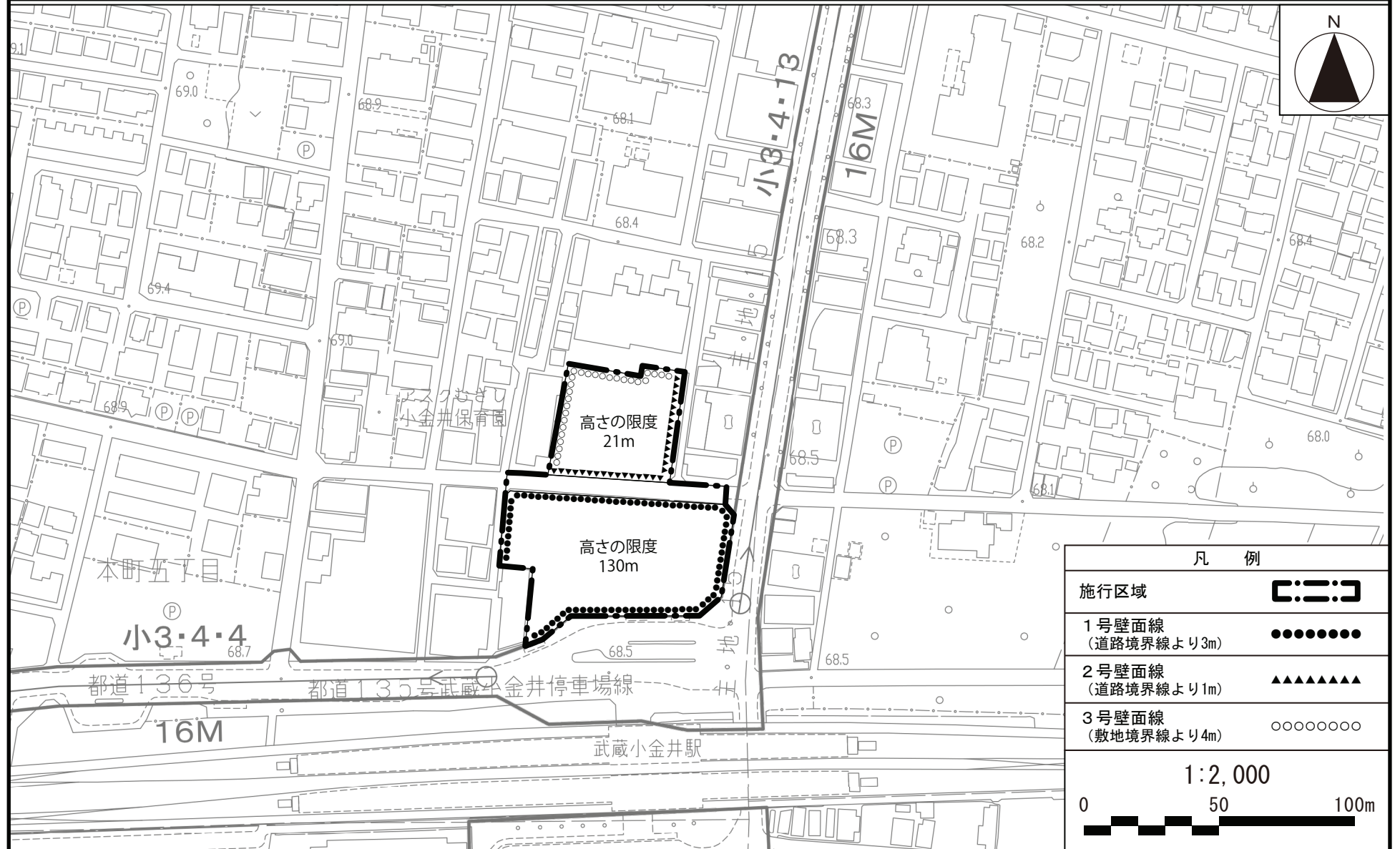


この地図は、東京都知事の承認を受けて、東京都縮尺2,500分の1地形図を利用して作成したものである。(承認番号)6都市基交著第19号、(承認番号)6都市基交測第53号、令和6年6月18日
 ただし、都市計画道路の計画線は、東京都知事の承認を受けて、東京都縮尺2,500分の1道路網図を使用したものである。(承認番号)6都市基街都第30号、令和6年5月1日

小金井都市計画第一種市街地再開発事業
武蔵小金井駅北口駅前東地区第一種市街地再開発事業

計画図3(建築物の高さの限度及び壁面の位置の制限)

[小金井市決定]



この地図は、東京都知事の承認を受けて、東京都縮尺2,500分の1地形図を利用して作成したものである。(承認番号)6都市基交著第19号、(承認番号)6都市基交測第53号、令和6年6月18日
ただし、都市計画道路の計画線は、東京都知事の承認を受けて、東京都縮尺2,500分の1道路網図を使用したものである。(承認番号)6都市基街都第30号、令和6年5月1日